

# 観音町通り地区まちづくり協定

|                           |        |   |  |  |                                     |
|---------------------------|--------|---|--|--|-------------------------------------|
| まちづくり計画の名称                |        | 観音町通り地区まちづくり計画  |  |  |                                     |
| まちづくり計画の対象となる区域           |        | 東山1丁目の一部  |  |  |                                     |
| まちづくり計画の対象となる区域の面積        |        | 約2.2ha  |  |  |                                     |
| まちづくりの目標                  |        | <p>本地区は、元和2年（1616年）に観音院が卯辰山から移された際、4代藩主前田光高が観音院から浅野川大橋までの狭い道を拡幅し観音町とした歴史ある地区である。</p> <p>この歴史ある街並みを保存するとともに、そこに息づく伝統文化に彩られたなりわいと歴史的環境を守り育てることによって、地区の文化的向上を図ることを目標とする。</p> |  |  |                                     |
| まちづくりの方針                  |        | 歴史文化的価値の維持保全と生活環境との調和を図る。   |  |  |                                     |
| その他住み良いまちづくりを推進するために必要な事項 | 地区の細区分 | 観一商業地区  | 観二商業地区   | 観二・観三住居地区  | 観三住居地区                              |
|                           | 面積     | 0.8ha   | 0.6ha  | 0.5ha  | 0.3ha                               |
| 建築物等の用途の制限                |        | 次に掲げる建築物等を建築（建築物の用途を変更する場合を含む。）してはならない。   |  |  |                                     |
|                           |        | (1) 葬儀場   |  |  | —                                   |
| 建築物等の用途の制限                |        | (2) 事務所の用途及び店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超えるもの  | (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（に）項第3号に掲げる運動施設     | (6) 自動車教習所、畜舎、倉庫業を営む倉庫又は自動車修理工場                      | (7) 射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの |
|                           |        | (8) カラオケボックスその他これに類するもの   | (9) 建築基準法別表第2（へ）項第2号に掲げる工場                     | (10) 建築基準法別表第2（と）項第3号に掲げる工場及び第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの | (11) 建築基準法別表第2（り）項第3号に掲げるもの         |
| 建築物等の用途の制限                |        | (3) 事務所の用途及び店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する部分の床面積の合計が150㎡を超えるもの  | (4) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する部分の床面積の合計が150㎡を超えるもの |  |                                     |
|                           |        |   |  |  |                                     |

| その他住み良いまちづくりを推進する<br>ため<br>に<br>必要<br>な<br>事<br>項 | 地区の細区分  | 観一商業地区   | 観二商業地区 | 観二・観三<br>住居地区   | 観三住居地区 |
|---|---|--|--------|---|--------|
|   | 建築物等の用途の制限  | (12) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号（風俗営業）、第7項各号（無店舗型風俗特殊営業）、第8項（映像送信型風俗特殊営業）、第10項（無店舗型電話異性紹介営業）及び第11項各号（接客業務受託営業）に掲げる営業の用に供するもの   | —      | (13) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場<br>(14) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第3項（簡易宿所営業）に掲げる営業（以下「簡易宿所営業」という。）の用に供するもの | —      |
| 建築物等の形態又は意匠の制限                                    | (15) 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項（住宅宿泊事業）に掲げる事業（以下「住宅宿泊事業」という。）の用に供するもの | (建築物等)<br>金沢市卯辰山麓伝統的建造物群保存地区保存計画による。<br>(広告物等)<br>広告物等は、地域の伝統的景観に資するもののうち、次に該当するものとする。ただし、観音町をよくする会（以下「よくする会」という。）が認めるもの（第1号、第2号及び第3号に係るものを除く。）については、この限りでない。<br>(1) 屋根面及び屋上に設置しないもの<br>(2) 点滅灯、回転灯及びネオン管を使用しないもの<br>(3) 電光表示装置でないもの<br>(4) 屋内から外部に向けての広告物でないもの<br>(5) 外壁から張り出して設置する場合は、外壁面から70cm以内のもの<br>(6) 独立広告物でないもの<br>(7) 広告物全体の合計表示面積が4㎡以下のもの<br>(8) のぼり、旗状の広告物でないもの<br>(9) 自家広告であるもの |        |   |        |
| 垣又は柵の構造の制限  | 道路に面して垣又は柵を設ける場合は、生け垣、板塀又は竹垣によるものとする。                                 |  |        |   |        |

|  |             |   |
|--|-------------|---|
|  | 土地 利用 等 の 制 | <p>(1) 屋外に商品陳列ワゴン等は、設置しない。</p> <p>(2) 新たに（従前の用途を変更する場合を含む。）土地又は建築物等を利用し、又は活用しようとする者は、事前によくする会と協議するものとする。</p> <p>(3) 駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第1項第2号に掲げる路外駐車場のうち、料金を徴収するもの（コインパーキング等）を設置しないよう努めるものとする。</p>   |
|  | そ の 他       | <p>(1) 物品販売店舗（日用品の販売を目的とする店舗等を除く。）では、主に伝統的工芸品等専ら金沢にゆかりのある物品を販売するものとする。</p> <p>(2) 住民等（土地又は建築物等を利用し、又は活用する者を含む。）は、地域において実施される地域活動、地区保存活動等に積極的に参加及び協力し、良好な近隣関係の醸成に努める。</p> <p>(3) 路上で喫煙してはならない。</p> <p>(4) 生活環境の悪化防止に努める。また、苦情があったときは、誠意をもって対応する。</p> <p>(5) 呼び込み活動やキャッチセールスを禁止する。</p> <p>(6) 自動販売機は、街並みとの調和に配慮した落ち着いた色調とし、周辺の住環境を阻害しないように配慮する。</p> <p>(7) 空き地及び空き家等の所有者及び管理者は、管理を徹底するなど出火の防止、防犯等の地域安全及び環境保全の対策を講じなければならない。</p> <p>(8) 自動車の走行速度の低減を心がけるとともに、安全で快適に歩けるまちづくりの推進に努める。</p> <p>(9) 観一商業地区において、建築物を簡易宿所営業の用に供する場合は、管理者が常駐し、地域安全及び環境保全に努める。</p> <p>(10) 観一商業地区において、建築物を住宅宿泊事業の用に供する場合は、管理者が常駐し、地域安全及び環境保全に努める。</p> |

- このまちづくり計画に基づいて、金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例第11条第1項の規定により、平成27年1月21日に地区住民等と金沢市長とでまちづくり協定を締結し、平成28年4月18日、平成30年4月1日及び平成30年6月22日に一部変更しました。

- これらの基準とは別途に、「金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例」、「金沢市屋外広告物等に関する条例」、「金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例」及び「金沢市における夜間景観の形成に関する条例」に基づく手続きが必要となる場合があります。